

京都市告示第345号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

令和7年8月22日

京都市長 松井孝治

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
井上清七薬房	京都市下京区麁屋町通仏光寺下る鍋屋町255番、 255番2

(都市計画局都市景観部景観政策課)